

議案第118号

上越市企業振興条例の一部改正について

上越市企業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

上越市企業振興条例（昭和60年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新設、増設又は更新（以下「新設等」という。）」を「新設等」に改める。

第2条第2号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）の区域内」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内」に、「第31条」を「第24条」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 新設等 新設、増設又は更新（過疎法適用工場等に対し、第9条の規定による固定資産税の課税免除を適用する場合にあっては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条に規定する取得等（ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うもの）にあっては新設又は増設に限る。）をいう。

第9条中「（第1号に掲げる過疎法適用工場等）にあっては、更新を除く。」を削り、同条第1号中「過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市企業振興条例の規定は、令和3年4月1日以後に過疎法適用工場等の新設等をした者に係る固定資産税の課税免除について適用し、同年3月31日前に過疎法適用工場等の新設等をした者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。